

# 草津市公報

発行日 令和5年5月15日  
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 9 号

発行所 草津市役所  
草津市草津三丁目13番30号  
電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 告 示

- 市道の路線認定について(土木管理課) ..... 1
- 市道の路線変更について(土木管理課) ..... 1
- 市道の区域決定について(土木管理課) ..... 1
- 市道の供用開始について(土木管理課) ..... 2
- 草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(危機管理課) ..... 3
- 草津市コーディネート会議設置要綱(人とくらしのサポートセンター) ..... 4
- 草津市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班設置要綱(商工観光労政課) ..... 5
- 草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱(人とくらしのサポートセンター) ..... 5
- 公示送達について(介護保険課) ..... 6
- 公示送達について(納税課) ..... 7

### ◎ 公 告

- 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) ..... 10
- 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) ..... 12
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 15
- 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) ..... 15
- 農用地利用集積計画について(農林水産課) ..... 17
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) ..... 17

### ◎ 教育委員会規則

- 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則(学校教育課) ..... 18

### ◎ 教育委員会告示

- 草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) ..... 19

### ◎ 公平委員会規則

- 草津市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則 ..... 19
- 草津市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 ..... 19
- 草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 19

### ◎ 農業委員会告示

- 草津市農業委員会総会の招集について ..... 20

# 告示

草津市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和5年4月17日から令和5年5月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
7397	橋岡西28号線	草津市橋岡町字庄司田	
		草津市橋岡町字庄司田	
8249	西草津46号線	草津市草津町字北下司	
		草津市草津町字北下司	
8770	野路南121号線	草津市矢橋町字春日田	
		草津市矢橋町字馬ノ座	
9698	野路92号線	草津市野路六丁目字東浦	
		草津市野路六丁目字東浦	
9699	野路93号線	草津市野路六丁目字東浦	
		草津市野路六丁目字内山	
9700	南笠東89号線	草津市南笠東四丁目字笹ノ口	
		草津市南笠東四丁目字笹ノ口	

(令和5年4月17日揭示済み)

草津市告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年4月17日から令和5年5月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
5586	変更前	下笠南34号線	草津市下笠町字北国保	
			草津市上笠四丁目字下熊川	
5586	変更後	下笠南34号線	草津市下笠町字北国保	
			草津市上笠四丁目字西野	

(令和5年4月17日揭示済み)

草津市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和5年4月17日から令和5年5月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
5586 下笠南34 号線	草津市下笠町 字北国保77番 11から 草津市上笠四 丁目字西野 807番1まで	6.0~14.0	220.4	
7397 橋岡西28 号線	草津市橋岡町 字庄司田201 番3から 草津市橋岡町 字庄司田115 番3まで	3.8~8.1	86.2	
8249 西草津46 号線	草津市草津町 字北下司1658 番25から 草津市草津町 字北下司1658 番16まで	6.0~10.1	45.0	
8770 野路南 121号線	草津市矢橋町 字春日田90番 19から 草津市矢橋町 字馬ノ座89番 10まで	6.0~14.0	35.0	
9698 野路92号 線	草津市野路六 丁目字東浦 1711番1から 草津市野路六 丁目字東浦 1708番4まで	6.0~10.5	74.3	
9699 野路93号 線	草津市野路六 丁目字東浦 1708番9から 草津市野路六 丁目字内山 1714番9まで	6.0~14.0	81.8	
9700 南笠東89 号線	草津市南笠東 四丁目字笹ノ 口342番6か ら草津市南笠 東四丁目字笹 ノ口342番8 まで	6.0~11.6	34.3	

草津市告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月17日から令和5年5月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月17日

草津市長 橋川 渉

(令和5年4月17日揭示済み)

道路の種類		市道		
路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考	
5586	下笠南34号線	草津市下笠町字北国保77番11から草津市上笠四丁目字西野807番1まで	令和5年4月17日	
7397	橋岡西28号線	草津市橋岡町字庄司田201番3から草津市橋岡町字庄司田115番3まで	令和5年4月17日	
8249	西草津46号線	草津市草津町字北下司1658番25から草津市草津町字北下司1658番16まで	令和5年4月17日	
8770	野路南121号線	草津市矢橋町字春日田90番19から草津市矢橋町字馬ノ座89番10まで	令和5年4月17日	
9698	野路92号線	草津市野路六丁目字東浦1711番1から草津市野路六丁目字東浦1708番4まで	令和5年4月17日	
9699	野路93号線	草津市野路六丁目字東浦1708番9から草津市野路六丁目字内山1714番9まで	令和5年4月17日	
9700	南笠東89号線	草津市南笠東四丁目字笹ノ口342番6から草津市南笠東四丁目字笹ノ口342番8まで	令和5年4月17日	

(令和5年4月17日揭示済み)

草津市告示第159号

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表防災啓発事業の項中「防災啓発誌等」を「防災啓発誌」に改め、「するものに限る。」の右に「、町内会が災害時に使用するための様式等」を加え、同条第4項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

別表第2炊出器具類の項中「(屋外対応)」を「(ガスボンベ等燃料のみの購入を含む。)」に改め、同項の次に次のように加える。

災害用備蓄品	非常食品(アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの)
	毛布・寝袋
	トイレ用凝固剤
	携帯トイレ
	紙おむつ・生理用品
	トイレトーパー
	ブルーシート等のビニールシート
土のう袋	

別記様式第2号中「啓発誌等作成計画」を「啓発誌、様式等作成計画」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年4月20日揭示済み)

草津市告示第160号

草津市コーディネート会議設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月20日

草津市長 橋川 渉

草津市コーディネート会議設置要綱  
(設置)

第1条 本要綱は、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4に定める重層的支援体制整備事業のうち同条第2項第5号の規定に基づく多機関協働事業として実施する草津市コーディネート会議（以下「会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対する支援を図るために必要な情報交換、支援プランの適切性についての協議および支援プラン終結時の評価
- (2) 複雑化・複合化した課題を抱える世帯が地域において日常生活および社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) その他会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 会議に総括者を置き、健康福祉部人とからしのサポートセンター所長をもって充てる。
- 3 総括者は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 総括者は、指定する構成員に対し、総括者の職務を代理させることができる。
- 5 総括者に事故があるとき、または総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、総括者が構成員のうちから議題に関係のある者を選定して招集する。

- 2 総括者は、必要に応じ構成員以外の者に会議の出席を求めることができる。
- 3 総括者は、会議の開催に当たり必要と認めるときは、構成員に対象者に関する資料または情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 会議および会議の資料は非公開とする。

(法に基づく支援会議)

第5条 会議は、法第106条の6第2項に規定する情報の交換および検討を行う場合、同条第1項に規定する支援会議に該当するものとする。

2 法第106条の6第5項の規定により、前項に規定する会議の事務に従事する者または従事していた者および会議に出席した者は、正当な理由なく会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援会議)

第6条 会議は、当該会議において重層的支援体制整備事業実施要綱（令和3年6月15日付け社援発0615第2号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「国要綱」という。）別添4の1(3)のキ（イ）に規定するプランの適切性の協議等を行う場合、国要綱別添4の1(3)のキに規定する重層的支援会議に該当するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部人とからしのサポートセンター(第3条第4項の規定により総括者の職務を構成員に代理させた場合は、当該構成員の属する市の所属または機関もしくは団体)において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の実施に関し必要な事項は総括者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

- 草津市総合政策部人権政策課
- 草津市総合政策部人権センター
- 草津市総合政策部男女共同参画センター
- 草津市まちづくり協働部生活安心課
- 草津市総務部税務課
- 草津市総務部納税課
- 草津市健康福祉部生活支援課
- 草津市健康福祉部人とからしのサポートセンター
- 草津市健康福祉部障害福祉課
- 草津市健康福祉部健康増進課
- 草津市健康福祉部長寿いきがい課
- 草津市健康福祉部介護保険課
- 草津市健康福祉部保険年金課
- 草津市健康福祉部健康福祉政策課
- 草津市子ども未来部子ども・若者政策課
- 草津市子ども未来部子ども家庭・若者課
- 草津市子ども未来部子ども家庭・若者課（少年センター・あすくる草津）
- 草津市子ども未来部家庭児童相談室
- 草津市子ども未来部発達支援センター

草津市子ども未来部子育て相談センター  
 草津市環境経済部商工観光労政課  
 草津市都市計画部建築政策課  
 草津市建設部住宅課  
 草津市上下水道部上下水道総務課  
 草津市教育委員会学校教育課  
 草津市教育委員会児童生徒支援課  
 草津市教育委員会教育研究所  
 社会福祉法人草津市社会福祉協議会  
 就労準備支援事業委託事業者  
 参加支援事業受託事業者  
 アウトリーチ事業受託事業者  
 滋賀県南部県税事務所  
 滋賀県地域若者サポートステーション  
 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）  
 草津公共職業安定所  
 特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会  
 フリータイム

(令和5年4月20日揭示済み)

草津市告示第161号

草津市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月21日

草津市長 橋川 渉

草津市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班設置要綱

(設置)

第1条 市長は、企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図ることを目的に、草津市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班(以下「推進班」という。)を設置する。

(推進班の構成)

第2条 推進班は、総括責任者および班員をもって構成する。

2 総括責任者は、環境経済部長をもって充てる。

3 班員は、職員および関係団体の職員をもって充てる。

(推進班の役割と任務)

第3条 推進班は、市内事業所のうち、常時使用する従

業員の数が10人以上の事業所を重点的かつ計画的に訪問し、総合的な見地から次の事業を行う。

- (1) 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置の啓発を行うこと。
  - (2) 事業所の公正な採用選考システムの確立に向けて啓発を行うこと。
  - (3) 事業所の様々な人権課題の研修の推進について啓発を行うこと。
  - (4) その他企業における人権尊重の取組の樹立および推進について啓発を行うこと。
- (庶務)

第4条 推進班に係る庶務は、環境経済部商工観光労政課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

(令和5年4月21日揭示済み)

草津市告示第162号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月24日

草津市長 橋川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱(令和2年草津市告示第88号)の一部を次のように改正する。

別表中「草津市健康福祉部健康増進課

草津市健康福祉部地域保健課

草津市健康福祉部長寿いきがい課」を

「草津市健康福祉部健康増進課

草津市健康福祉部長寿いきがい課」に、

「草津市教育委員会児童生徒支援課

社会福祉法人草津市社会福祉協議会」を

「草津市教育委員会児童生徒支援課

草津市教育委員会教育研究所

社会福祉法人草津市社会福祉協議会」に、

「滋賀県南部県税事務所

滋賀県立精神保健福祉センター(滋賀県ひきこもり支援センター)  
 滋賀県地域若者サポートステーション」  
 を  
 「滋賀県南部県税事務所  
 滋賀県地域若者サポートステーション」  
 に改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

(令和5年4月24日掲示済み)

草津市告示第163号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明  
 で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123  
 号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律  
 第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保  
 管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、い  
 つでも交付する。

令和5年5月1日

草津市長 橋 川 涉

- 1 送達すべき書類  
 令和4年度 第10期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年5月8日に送達があつたものとみなす。

No.	氏 名	住 所
1	奥 村 恒 司	草津市山寺町471番地
2	楠 芳 樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
3	山 元 雅 恵	草津市草津一丁目8番31号
4	山 城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
5	万 木 昇	草津市木川町356番地15
6	松 本 幸 二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

(令和5年5月1日掲示済み)